

山元町一時預かり事業 利用案内



山元町一時預かり事業は、保護者の就労や通院、冠婚葬祭、その他の理由（リフレッシュなど）により、一時的に保育が必要な場合、山元町つばめの杜保育所にてお子さんをお預かりする事業です。

- ◆対象者 町内在住で保育所や幼稚園等に在籍していない生後6か月から小学校就学前までの乳幼児。
※里帰り出産等のために、本町に住所がある親族（祖父母等）と一時的に同居する場合も利用できます。
※病児（感染症含む）または病後児は利用できません。

- ◆場所 山元町つばめの杜保育所（つばめの杜1丁目1-2）

- ◆時間 月曜日～土曜日（日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日は除く）
8時30分～17時00分

- ◆利用上限 原則、月15日以内

- ◆利用料（費用負担額）

	生後6か月から2歳児まで	3歳児から5歳児まで
1日利用（4時間を超える）	1,300円	1,100円
半日利用（4時間以内）	650円	550円

- ◆利用料の免除について

次に該当する場合は、利用料の免除対象となります。遑々の免除申請はできませんので、一時預かり事業の利用前に「山元町一時預かり事業費用負担額免除申請書」をつばめの杜保育所に提出してください。

- （1）生活保護受給世帯
- （2）市町村民税非課税世帯
- （3）市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯
- （4）その他町長が特に支援が必要と認めた世帯

- ◆納入方法 利用料は、利用日ごとに納入通知書を配布しますので、期日までに町指定の金融機関等で納入してください。



- ◆利用手順 利用は登録制ですので、登録手続き完了後に利用申請書を提出してください。

(1) 登録手続きについて

利用申請の前に、「山元町一時預かり事業登録申請書」をつばめの杜保育所に提出し、その後親子で面接を行います。

【受付時間】 月～金 9時00分～17時00分

(土・日曜日、祝祭日・年末年始を除く)

(2) 利用申請について

登録完了後、利用したい日の前月初日から利用日前日までに「山元町一時預かり事業利用申請書」をつばめの杜保育所に提出してください。

※利用定員は1日当たり6人程度です。

※利用は、申し込みの先着順となります。



- ◆持ち物 ☐着替え ☐オムツ ☐おしり拭き ☐ミルク・哺乳瓶 ☐食事
☐おやつ ☐バスタオル ☐ウェットティッシュ ☐ビニール袋 など
※全ての持ち物に名前を記入してください。
※上記以外に必要なものは各自で用意してください。
※敷き布団は保育所で貸し出します。



◆幼児教育・保育の無償化について

「保育の必要性」の認定を受けた3歳児以上のお子さんの利用料が無償になります。

詳しくは、つばめの杜保育所または子育て定住推進課までお問い合わせください。

※無償化の対象には上限額があります。

※非課税世帯の方は3歳未満児でも対象となる場合があります。

※他の保育施設等に在籍している場合は、対象とならない場合があります。

- ◆その他
- ・利用申請に関する書類は、つばめの杜保育所及び子育て定住推進課にて配布しています。
 - ・利用料を滞納した場合は、以後の利用をお断りする場合があります。
 - ・利用日を変更または取り下げする場合は、お早めにつばめの杜保育所までご連絡ください。
 - ・ご不明な点がございましたら、つばめの杜保育所または子育て定住推進課までお問い合わせください。



問い合わせ先

つばめの杜保育所 Tel : 0223-36-7271

Fax : 0223-36-8635

子育て定住推進課 Tel : 0223-36-9835